

志學館大学学費納入に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、志學館大学学則第51条第7項並びに志學館大学大学院学則第43条第2項及び第44条第2項の規定に基づき、学費の納入に関し必要な事項を定める。

(学費の納入方法)

第2条 各年度の学費は、前期及び後期の二期に区分し、大学が発行する「学費振込書」により、前期にあつては4月30日まで、後期にあつては10月31日までに納入しなければならない。

2 学生から申し出があつたときは、前項の規定にかかわらず、前期に係る学費を納入するときに、当該年度の後期に係る学費を合せて納入することができる。

3 特別の事由がある場合は、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、月割分納又は延納を許可することがある。

(授業料、入学料及び検定料の特例)

第3条 本学を卒業し、引き続き本学の大学院に進学する場合は、入学金は徴収しない。

(休学の場合における学費の額)

第4条 前期又は後期中途において休学を許可された者の納入する学費の額は、第2条第1項に定められたそれぞれの期に納入する額とする。ただし、第2条第3項の規定により分納の許可を得ている者については、年額の12分の1に相当する額に、休学の許可の日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

(復学の場合における学費の額及び納入方法)

第5条 前期又は後期中途において復学を許可された者の納入する学費の額は、年額の12分の1に相当する額に、復学の許可の日の属する月から次期納期の前月までの月数を乗じて得た額とし、復学の許可の日の属する月の末日までに納入しなければならない。

(未納者に対する取扱い)

第6条 学費の納入を督促しても、納入期間経過後1ヶ月以内に納入しない場合は、各種証明書等の発行を停止する。

2 前項の措置を行い、更に督促してもなお学期末試験までに学費を納入しない場合は、当該学期末試験の単位の認定を保留する。

3 学費を2期続けて納入せず、督促してもなお納入しない場合は除籍する。

4 前項により除籍された者が、除籍された日から1ヶ月以内に、滞納している学費を納入した上で復籍を願い出たときは、これを認める。

(学費の返還)

第7条 第2条第2項の規定により前期及び後期の学費を合わせて納付した者が、後期の学費の納入時期前に休学又は退学した場合、学則第53条ただし書に基づき、本人の申し出により後期に係る学費を返還する。

(雑 則)

第8条 この規程の実施にあたり、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成18年3月31日に第1学年及び第2学年に在籍する学生にあつては平成19年4月1日から、第3学年に在籍する学生にあつては平成18年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。